

みずほZEDIサービス利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>3.（データの授受）</p> <p>本サービスに関するデータの授受をデータ授受取扱者に委託することができます。この場合、別途、当行所定の届出手続きを行うものとします。</p>	<p>3.（データの授受）</p> <p>本サービスに関するデータの授受をデータ授受取扱者に委託することができます。この場合、別途、「コンピュータ間接続にかかる届出書」を提出するものとします。</p>
<p>15.（利用内容・届出事項の変更）</p> <p>（1）本サービスの利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容を当行所定の書面により当行に届出せるものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）使用コード、照会対象口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、その変更内容を、直ちに当行所定の書面により当行に届出せるものとします。</p>	<p>15.（利用内容・届出事項の変更）</p> <p>（1）本サービスの利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容を「みずほZEDIサービス申込書」により当行に届出せるものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）使用コード、照会対象口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、その変更内容を、直ちに「みずほZEDIサービス申込書」により当行に届出せるものとします。</p>
<p>17.（解約等）</p> <p>（1）本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。</p> <p>（2）～（8）（略）</p>	<p>17.（解約等）</p> <p>（1）本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、「みずほZEDIサービス申込書」により当行に通知するものとします。</p> <p>（2）～（8）（略）</p>
<p>21.（規定の変更）</p> <p>当行が必要と判断した場合には、当行は、契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更不同意旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は、契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>21.（規定の変更）</p> <p>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定を適用するものとします。</p>